

議案参考資料

[平成 30 年第 1 回定例会 (3 月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 医療助成係

議案名

議案第 23 号 桐生市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、保険料を徴収すべき被保険者について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

保険料を徴収すべき被保険者に、次の者を加えるものです。

国民健康保険の住所地特例(※)の適用を受けている者で、新たに 75 歳到達等により後期高齢者医療保険に加入したもの

※住所地特例とは

入院、入所又は入居をしたことにより、現在加入している国民健康保険又は後期高齢者医療保険の区域外に所在する病院、診療所又は施設の所在地に住所を変更した被保険者は、転出先の市等が行う医療保険へ加入することなく、引き続き従前住所地の市等が行う医療保険の被保険者となるものです。

(施行期日：平成 30 年 4 月 1 日)

背景・経過

現行制度においては、国民健康保険の住所地特例適用者が 75 歳到達等により後期高齢者医療保険に加入する場合は、後期高齢者医療保険の住所地特例が適用されず、病院等の所在地の後期高齢者医療保険の被保険者となります。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現に国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が、後期高齢者医療保険の被保険者となる場合には、住所地特例を引き継ぐよう見直されます。